

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-20	通信装置用基本的機器

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H3-20	一	通信装置用基本的機器
H3-21	一	発振機器:完成体のみ
H3-22	一	通信用増幅機器:完成体のみ
H3-230	全	変調器及び復調器
H3-231	全	周波数変換器等
H3-25	全	電気音響結合器
H3-320	一	電話機用関連機器:電話機用中継器
H3-40	全	電話交換機
H3-41	全	電話交換機用関連機器
H3-511	一	電信機用関連機器
H3-523	一	模写電送機器用関連機器
H3-615	一	無線通信機用関連機器
J5-32	一	自動精算機:高速道路料金自動システム送受信機

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H2-600	制御機器
H6-12	アンテナ
H6-30~33	信号調整器機
H6-40~43	チューナー等
H6-6	電子計算機用中央処理機

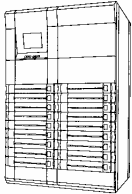

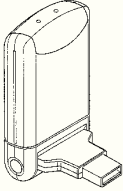
再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
発振器	局部発振器	発振機
増幅器	通信用増幅器	変調器
復調機	同調器	周波数変換器
検波器	無線通信機用中継器	データ通信用音響結合器
電話機用中継器	電話機用増幅器	電話交換機
電話交換機用中継台	電信中継交換機	通信中継交換機

定義
<p>主な用途としては通信用であるが、無線、有線を問わず、放送局、電話局、その他通信基地局間の送信、受信の伝送線路に介在する各種機器を分類する。電磁波用のいわゆる「アンテナ」は除く。</p> <p>例えば、以下の①～⑦等のような、下位に展開される分類に含まれないものを含む。</p>

- ① 通信用の電波、信号電流の発振、増巾、変調、復調に関するもの。
- ② 主として通信用の電力、電流、信号増幅するもの。例えば、アンテナから入力された高周波信号を増幅するアンテナ用増幅器、或は通信端局間の伝送路中に介在して、電磁波を増幅したり、有線の伝送線路中で電流を増幅するはたらきをもつもの。
- ③ 電波を搬送波として、有意味信号によって波の位相、振幅、周波数を変化させる変調、及び受信側で搬送波から、共振作用、同調作用、或は、フィルターを用いて低周波を検波する復調までの過程で必要とされる機器。
- ④ 高周波電流を低い周波数に変換するもの。
- ⑤ 入力された高周波電流に特定の信号を与え、変調を起こさせるもの。テレビゲーム、ビデオコーダの内部や外部にとりつけられるもの等。
- ⑥ 通信用の電波を送受信又は中継するもの。
- ⑦ 電話回線システムにおいて、各端末からの発信信号に応じて、作動し送信側と受信側の線路を中継するもの。技術的には、クロスバ、電子などがあるが区別しない。

<Dタームの概要>

<p>H6-20AA(床置型) 登録 1130691 放送局用送信機</p> 	<p>H6-20AB(卓上直方体型) 登録 1096856 接続器用筐体</p> 	<p>H6-20AC(差込みカード型) 登録 1128445 カーナビ用集積回路内蔵カード</p> 	<p>H6-20AD(機器取付型) 登録 179826 電子計算機用無線データ送受信機</p> 
---	---	---	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

- ・機器の内部に組み込まれるチューナー回路パックのような部品はH6-291へ分類する。
- ・電磁波用のいわゆる「アンテナ」は、H6-12へ分類する。

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

H6-20に分類されるものは、Dターム:A~ADのいずれかを必ず付与する。

<p>過去に分類した物品の名称</p>		